

平成22年12月3日

第2237号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

- 保安林予定森林の指定通知（560～562・森林整備課）……………1
- 指定施業要件変更予定通知（563・森林整備課）……………3
- 道路法による兼用工作物の管理の方法（564・道路課）……………3
- 河川法による兼用工作物の管理の方法（565・河川砂防課）……………4
- 証紙売りさばきの廃止の届出（566・会計課）……………4
- 建設業の許可の取り消し（567・鹿角地域振興局総務企画部）……………4
- 道路の供用開始（568・鹿角地域振興局建設部）……………5
- 道路区域の変更（569・鹿角地域振興局建設部）……………5
- 道路区域の変更及び供用開始（570・秋田地域振興局建設部）……………5
- 河川区域の変更による廃川敷地等（571・秋田地域振興局建設部）……………6
- 建設業の許可の取り消し（572・雄勝地域振興局総務企画部）……………6

公 告

- 秋田県労働委員会委員の任命（雇用労働政策課）……………7
- 土地改良区の定款変更の認可（北秋田地域振興局農林部）……………7
- 土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部）……………7

告 示

秋田県告示第560号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年12月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 秋田市河辺北野田高屋字大木沢101の1、102の1、103、104の1、105、字大谷地188の1
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種を定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 北秋田市阿仁比立内字田野沢10の16、10の19、10の21から10の28まで、10の44、10の47、10の54、10の55、10の81、10の94、字赤井沢19の15から19の21まで、19の23
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字田野沢10の16・10の21から10の27まで・10の54（以上9筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 秋田市上新城小又字山野根51、52、54

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、秋田地域振興局農林部、北秋田地域振興局農林部及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第561号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年12月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 保安林予定森林の所在場所

雄勝郡羽後町西馬音内堀廻字薊沢山3の1から3の3まで、3の8、3の10から3の12まで、4、4の1、5の2から5の8まで、5の10から5の23まで、7の2から7の13まで、8の2から8の10まで、9、11の2から11の9まで、11の11、11の12、15の1から15の4まで、15の7から15の9まで、15の11、15の12、15の14、15の15、15の17、15の18、18の1、18の2、18の4から18の13まで、21の6から21の24まで、字薊沢79、80、82から87まで、89から95まで、97から110まで、113、115、字打付ヶ沢山2の8

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字薊沢山3の10・4・21の6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、21の7、21の8・21の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、21の10、21の11、21の19（次の図に示す部分に限る。）、21の20、21の21（次の図に示す部分に限る。）、21の22から21の24まで、字薊沢79、80、83・84（以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、雄勝地域振興局農林部及び羽後町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第562号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年12月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 保安林予定森林の所在場所 北秋田郡上小阿仁村小沢田字独活平72、73の1から73の3まで、74の1、76、77の2、78から81まで、82の1、84から86まで、88、89、91、96から98まで、103から105まで、105の1、106から109まで、111、115、116、字小沢田43、44、46、字独活平117・字小沢田36の1・45・49の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字独活平115・字小沢田43から45（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部及び上小阿仁村役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第563号

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年12月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 由利本荘市下直根字休石107の1、115の1
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字休石107の1（次の図に示す部分に限る。）、115の1

イ その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、由利地域振興局農林部及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第564号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、道路とダムとの兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり公示する。

関係図書は、建設交通部道路課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年12月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 道路名称
県道大館十和田湖線
- 2 道路の位置
鹿角郡小坂町小坂字真木平26番4から鹿角郡小坂町小坂字向183番まで
- 3 管理施設の名称又は種類
砂子沢ダム管理用道路
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称
道路管理者 秋田県
 - (2) 住所
秋田市山王四丁目1番1号
 - (3) 代表者の氏名
秋田県知事 佐 竹 敬 久
- 5 管理の内容
道路施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の維持又は修繕
- 6 管理の期間

平成22年12月3日から道路の存続する日まで

秋田県告示第565号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、ダムと道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

関係図書は、建設交通部河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年12月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 河川の名称
米代川水系砂子沢川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
砂子沢ダム管理用道路
- 3 河川管理施設の位置
鹿角郡小坂町小坂字真木平26番4から鹿角郡小坂町小坂字向183番まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称
道路管理者 秋田県
 - (2) 住所
秋田市山王四丁目1番1号
 - (3) 代表者の氏名
秋田県知事 佐 竹 敬 久
- 5 管理の内容
道路施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の維持又は修繕
- 6 管理の期間
平成22年12月3日から道路の存続する日まで

秋田県告示第566号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第5項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成22年12月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばきを廃止した事務所の所在地及び名称	売りさばき場所
鹿角市花輪字鉄砲15番5 鹿角自動車学校	鹿角市花輪字鉄砲15番5
鹿角市花輪字鉄砲15番5 北日本観光株式会社	大館市池内字田中100番 大館自動車学校

秋田県告示第567号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年12月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年11月24日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
南部建設株式会社
鹿角郡小坂町荒谷字手紙沢54番地19
代表取締役 中 村 瀏
秋田県知事許可（特-18）第121号
- 3 処分の内容

建築工事業に係る特定建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成22年11月4日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第568号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年12月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	大館十和田湖線	鹿角郡小坂町小坂字真木平26番4

2 供用開始の期日 平成22年12月3日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 鹿角地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年12月3日から同月16日まで

秋田県告示第569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年12月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	大館十和田湖線	鹿角郡小坂町上向字物草沢31番22	16.00～28.00	0.004
	新	大館十和田湖線	〃	30.00～38.00	0.004

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 鹿角地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年12月3日から同月16日まで

秋田県告示第570号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成22年12月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	秋田昭和線	秋田市濁川字後田91番1地先から外旭川字大堤768番地先まで	36.00～215.00	0.348
	新	秋田昭和線	〃	36.00～215.00	0.348

2 供用開始の期日 平成22年12月3日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年12月3日から同月16日まで

秋田県告示第571号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年12月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 河川の名称 1級河川 岩見川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成19年10月29日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
秋田市河辺高岡字萱沢31番から秋田市河辺高岡字萱沢32番まで	土 地	2,497.69平方メートル

関係図面は、秋田地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

4 その他

河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第572号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年12月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 処分をした年月日
平成22年11月25日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
鶴沼板金加工所
湯沢市清水町六丁目1番8号
鶴 沼 克 己
秋田県知事許可（般-22）第80851号
- (3) 処分の内容
屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成22年11月19日付けで屋根工事業及び板金工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日
平成22年11月25日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社東北カッター施設
湯沢市関口字大久保田186番地
代表取締役 高 橋 辰 男
秋田県知事許可（特-18）第5707号
- (3) 処分の内容
さく井工事業に係る特定建設業許可の取り消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成22年11月22日付けでさく井工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日
平成22年11月25日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

佐々木工務店
湯沢市皆瀬字菅生122番地1
佐々木 勇 助
秋田県知事許可（般-17）第4726号

(3) 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し

(4) 処分の原因となった事実

平成22年11月25日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

秋田県労働委員会委員を、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12の規定により、次のとおり任命した。

平成22年12月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

第39期秋田県労働委員会委員を平成22年12月1日次のとおり任命した。

任期は、労働組合法第19条の5の規定により、2年とする。

委員の別	氏 名
公益委員	阿部讓二、湊貴美男、古谷薫、嶋崎真仁、綿貫一子
労働者委員	工藤雅志、清水尚子、鈴木光一、東海林悟、今村行徳
使用者委員	高野力、伊藤博、三浦潔、吉田和枝、倉部稲穂

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大館市釈迦内土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年11月24日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年12月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、琴丘土地改良区から申請があった定款変更について、平成22年11月24日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年12月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号